

# バリアフリーの基礎知識

## よりいつそうの バリアフリー化を目指して

誰もが安心・快適に暮らせるバリアフリー社会の実現のため、さまざまな取り組みが行われている。その内容や基礎知識について、総合政策局安心生活政策課がご紹介。

### 10年後を見据えた 新しい整備目標に

国土交通省では、高齢者や障がい者などの方々の社会参加を促すために、誰にでも使いやすい公共交通や建物などを整備していくための、バリアフリー政策を進めています。この政策の基本になるのが平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)です。

この法律は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいて、誰もが快適に暮らせる社会を作っていくためには、公共交通機関や建築物などのいわゆるハードの整備を行うだけでは不十分で、ソフト面での対応も重要です。国土交通省では、このソフト面での対応を「心のバリアフリー」と名付け、推進に努めています。

### 「心のバリアフリー」とは どんなこと?

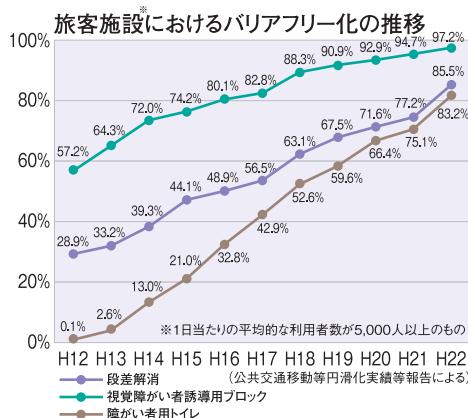
ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、誰もが快適に暮らせる社会を作っていくためには、公共交通機関や建築物などのいわゆるハードの整備を行うだけでは不十分で、ソフト面での対応も重要です。国土交通省では、このソフト面での対応を「心のバリアフリー」と名付け、推進に努めています。

そんな「心のバリアフリー」の具体策として、施設設置管理者による適切な教育訓練を進めるため、交通事業者向けの研修カリキュラム(P・10ご参照)を行ったり、地方整備局や地方運輸局において、児童・生徒などを対象にした高齢者・障がい者疑似体験、介助の実施体験など、高齢者、障がい者などの方々への理解を深めるための「バリアフリー教室」を実施しています。

「心のバリアフリー」は、特別なことを行うわけではなく、ポイントは次の2点です。

- 1.高齢者、障がい者などの方々がしてほしくないことをしない。
- 2.高齢者、障がい者などの方々がしてほしいと思っていることを実行する。

ただし、この2つを実践するのは簡単なことではなく、まず「気づく」ことが大切です。「バリアフリー教室」などの機会を利用し、高齢者、障がい者の方々を十分に理解し、自分にどのようなことができるかを、考えてみましょう。



平成32年度までのバリアフリー化整備目標値(抄)

施設等	目標(抄)
旅客施設 (駅、ターミナル)	1日平均利用者数 3,000人以上を原則100%
車両等	鉄軌道 約70%
	ノンステップバス 約70%
	リフト付バス 約25%
	旅客船 約50%
	航空機 約90%
	福祉タクシー 約28,000台
重点整備地区内の主要生活関連 経路を構成する道路・信号機	原則100%
都市 公園	園路 約60%
	駐車場 約60%
	便所 約45%
特定路外駐車場	約70%
不特定多数の者等が 利用する建築物	約60%

※目標には、施設等毎に達成条件等が設けられていることに留意。



交通事業者向けの研修会。

「サルデザイン」の考え方を具体化するためには、これまでのものでは、バリアフリー法に基づいて、国が進めているバリアフリー施策の基本的方向を定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が5年ぶりに改正され、平成23年3月31日に告示されました。

改正後の基本方針には、これから10年後の平成32年度を目標とするバリアフリーの整備目標が掲げられています。たとえば、優先的に整備を図る旅客施設の規模を1日の平均利用者数が「5千人以上」から「3千人以上」に拡大。これにより、鉄道などの利用者の95%以上が、10年以内にバリアフリー化された施設を利用することが可能になります。

基本方針では、高齢者、障がい者などの方々が利用する公共交通機関、建築物などが集中する地域を総合的・一体的にバリアフリー化するために市町村が作成する「移動等円滑化基本構想」(基本構想)の作成を促進するため基本構想作成の重要性を改めて強調するとともに、住民提案制度を活用すること、一度作成した基本構想についてもその成果を評価し、見直すことを推奨しています。また、施設設置管理者による職員教育の充実、国民の高齢者、障がい者などの理解を深める「心のバリアフリー」の推進も重要なとしています。

## 高齢者、障がい者の方々がしてほしくないことは？

歩道や駅の構内などに敷かれた、視覚障がい者誘導用ブロック(点字ブロック)。これは、視覚障がい者の方々に歩行可能なルートや、危険な場所の存在を知らせるためのもの。ブロック上に自転車を駐輪したり、荷物でふさいでしまうと視覚障がい者の方々にとって極めて危険です。

また、公共建築物などの駐車場にある、車いす利用者の優先駐車スペース。ここに一般車両が駐車されると、障害者の方々の利用が阻害され、問題となる例が多くあります。

これ以外にも、電車やバスの車内で声高に会話して、大切な車内アナウンスの聞き取りを阻害したり、建物の通路などに荷物を放置して、車いすの通行を阻害するなど、気づかないうちに高齢者、障がい者の方々の移動を妨げる行動を取っていないかなど、考えたいものです。

## 高齢者、障がい者の方々がしてほしいことは？

視覚障がい者の方々が駅のホームから転落する事故が、毎年少なからず報告されています。国土交通省では、ホームドアや可動式ホーム柵の設置など、利用者の安全を確保するための施策の推進に努めていますが、その整備には時間がかかります。誰でもが安全に、快適に公共交通機関や建築物を利用できるためには、周囲の方々による障がい者の方々へのお声掛け・手助けも大切です。

その際は必ず、高齢者、障がい者の方々のご意向の確認をしましょう。たとえば、視覚障がい者の方には必ず正面から声をかけ、手助けが必要かどうか聞いて実行を。相手を驚かせない、押しつけないことに気を付けて、積極的に働きかけていただくことで、「心のバリア」も払拭できるはずです。ぜひ「心のバリアフリー」を実践してください。



総合政策局安心生活政策課  
交通バリアフリー政策室長  
石島 徹



障がい者スペースへの駐車禁止  
点字ブロック上の駐輪は視覚障がい者の通行を大きく阻害する。

